

## 意見書案第 1 号

### 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書 について

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

### 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割を果たしています。国産砂糖は北海道のてん菜、沖縄県、鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ自給率は 40% で、北海道のてん菜糖は 8 割を占めています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調整品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度によるてん菜生産者、製糖所への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量としてのてん菜産糖量 64 万トン进行しています。

砂糖消費量は減少し、それに伴い輸入砂糖も減少し、輸入調整金も同時に減少し、その結果輸入調整金収支の赤字が問題になっています。

てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

#### 記

1. てん菜交付金対象数量 64 万トンの枠を撤廃し、生産者が意欲を持っててん菜生産に取り組めるように支援を強めること。
2. 国内産糖製造事業者への支援を強めること。
3. 農業基本計画の食料自給率引き上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、  
参議院議長

## 意見書案第 2 号

コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書について

コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 4 年 3 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

昨年 10 月以降、新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向で推移していたことにより、各種イベント事業の入場者数の制限緩和や飲食業など外食産業の時短営業の解除など経済活動が活発化し、農畜産物需要の回復、消費拡大に大きな期待が寄せられていました。しかし、南アフリカでの変異株の初確認から、急速に欧州や米国などで感染が拡大し、日本も 1 月に入りこれまでの増加スピードを大幅に上回る感染者数が確認されています。これにより、出入国規制や移動自粛など感染対策が強化され、再びインバウンド需要の低迷や飲食店の利用者の減少などを引き起こし、先の見えないコロナ禍によって地域経済への打撃を深刻化させています。

また、農業においては、昨年の農作物の作柄が全般的に豊作基調となったものの、長引くコロナ禍の影響から大幅な在庫を抱える状況に陥っており、米をはじめ、乳製品、砂糖など在庫解消に向けたさらなる需要喚起と消費拡大対策が急務となっています。

中でも、米については、人口減での消費減少とコロナ禍による中食・外食産業の大幅な消費減少に加え、2021 年産米が主産地で豊作となったことから滞留在庫が深刻化し、価格の低下から農家経済にも大きな影響を与えています。

一方、昨年 11 月末に示された「水田活用の直接支払交付金の見直し」をめぐる、北海道は国の減反政策の元で主食用米からの作付転換に協力した経過にあり、既に長年水稻を作付けしていない農地も数多く存在するため、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、生産現場では大きな混乱が生じています。また、今後 5 年間の中で地域が将来あるべき姿を市町村内で議論していく必要がありますが、協議の上で生じた課題等について、生産現場の実態を考慮した対応を図る必要があります。

よって、国においては、農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、長引くコロナ禍に係る農畜産物の消費拡大対策等を強化するとともに、地域の実情に応じた水田活用の直接支払交付金の見直し対応が図られますよう下記事項について強く要望します。

### 記

1. 新型コロナウイルスの変異株の急速な感染拡大により、収束の先行き不安から一層の観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みが長期化する懸念があり、今後も地域経済への影響が危惧されることから、米や乳製品、砂糖などの農畜産物の需要喚起と消費拡大対策を強化するとともに、地域経済を活性化する対策など地方自治

体への対策関連予算を十分に措置すること。

2. 水田活用の直接支払交付金については、食料自給率の向上や特色ある産地形成などに寄与していることから、今後も必要な予算を確保し、恒久的に運用すること。

また、同交付金の見直しに当たっては、振興作物や農業用水の供給量、基盤整備の進捗状況など、各地域で事情が大きく異なるため、生産現場の実態に考慮したきめ細かな対応を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

意見書案第3号

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和4年3月18日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月18日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣